

はかりの定期検査のしおり

Specified Measuring Instruments

お客様の信頼は正しい計量から

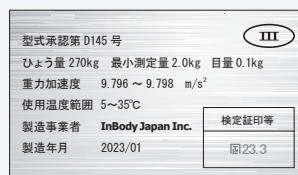
取引や証明に使用している「はかり」は、必ず定期検査を受けてください。

検定等に合格した「はかり」は、長い間使用していると、性能上の問題が生じることがあります。そこで、取引や証明に使用されている「はかり」の精度が、適正であるかどうかチェックするため、計量法によって2年に1回の定期点検を受けることが使用者に義務付けられています。^{*1} 検査期日については、事前にハガキや書面等で通知されます。なお、はかりの定期検査を実施する前に、区市町村が検査対象となるはかりの調査を行いますのでご協力ください。

定期検査に合格した「はかり」

定期検査証印及び合格年月が表示されたステッカーを貼付します。

定期検査に合格した「はかり」には、定期検査済証印（ステッカー）が貼られ、このステッカーが貼られた「はかり」は、取引や証明に用いることができます。ステッカーが貼られていない「はかり」や、有効期限の過ぎたステッカーを貼っている「はかり」は、取引や証明に用いることはできません。



InBodyご購入時の計量検定合格証印ステッカー

見本



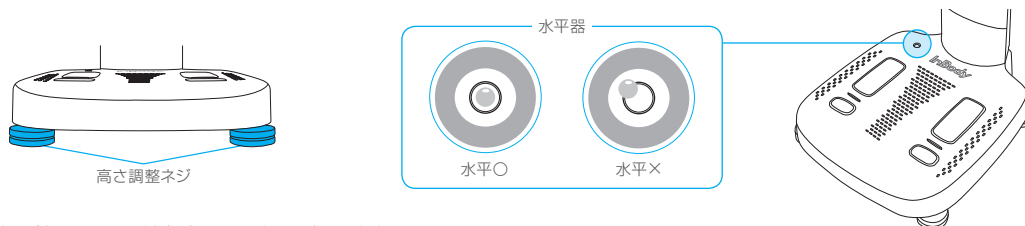
定期検査合格済ステッカー

定期検査に不合格になった「はかり」^{*2}

定期検査で不合格になった「はかり」は、取引や証明に用いることができません。修理をした後に、再度検定を受けてから使用するか、検定証印又は基準適合証印が付いているものに買い替える必要があります。

「はかり」の正しい使用方法

- ・体重を測る前に、水平・零点を確認してください。正確に測定するためには、装置を水平に保つ必要があります。
- ・高さ調整ネジを回し、水平器の中の気泡が中央にくるように調節してください。
- ・振動が伝わる場所や風の影響が強いところでの測定は避け、水平でしっかりした場所に設置してください。



⚠ 高さ調節ネジを回すとき、手を怪我しないように注意してください。

^{*1} 学校、福祉施設又は医療機関等で行われる法律に基づく健康診断で、体重測定に用いる「体重計」は、「証明」における計量に該当しますので、定期検査を受ける必要があります。定期検査に関するご質問は、各都道府県の計量検定所にお問い合わせください。

^{*2} InBody・身長計付き体重計の修理や点検に関するお問い合わせは、株式会社インボディ・ジャパンまでご連絡ください。

外国製造業者(InBody Co., Ltd. Factory)が取得している認証



InBody 株式会社インボディ・ジャパン www.inbody.co.jp

東京本社 〒136-0071 東京都江東区亀戸 1-28-6 タニビル
Tel 03-5875-5780 Fax 03-5875-5781
大阪営業所 Tel 06-6155-6937 Fax 06-6155-6938
札幌営業所 Tel 011-776-7571 Fax 011-776-7572
仙台営業所 Tel 022-302-6301 Fax 022-302-6302
名古屋営業所 Tel 052-684-9616 Fax 052-684-9617
広島営業所 Tel 082-236-7630 Fax 082-236-7631
松山営業所 Tel 089-948-9073 Fax 089-948-9074
福岡営業所 Tel 092-292-1766 Fax 092-292-1776

InBody、LookinBodyは株式会社インボディ・ジャパンの登録商標です。
QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



ご購入後のサポート体制に関する情報はこちら